

新規事業 **らくらく窓口 証明書交付サービス開始**



10月3日(月)から、マイナンバーカードとタッチパネル端末の簡単な操作で各種証明書の申請ができるサービスを開始します。このサービスを利用すると、申請書の記入や本人確認書類の提示が不要です。

《**端末設置場所**》 市役所本庁 総合窓口課前

《**利用可能時間**》 9:00～17:00(市役所開庁時間)

※証明書を発行する時点で本市に住民票がある方が利用できます。

※マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。

■取得可能な証明書と手数料

書類名	証明内容	手数料
住民票の写し	本人、および同一世帯員のもの	350円
印鑑登録証明書	本人分のみ	
所得証明書	最新年度の本人分のみ	
課税証明書		

問総合窓口課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130
税務課 市民税係
☎お太助フォン 42-5614 ☎42-2130

重度の障害のため 在宅介護が必要な方へ



重度の障害のために在宅で介護が必要な方に手当を支給します(5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給)。

■障害児福祉手当

《**対象者**》

- 日常生活で、常時介護を必要とする20歳未満の方

《**支給額**》 14,850円/月

■特別障害者手当

《**対象者**》

- 日常生活で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

《**支給額**》 27,300円/月

問社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

有害鳥獣被害予防 防護柵等の設置費用を補助します



有害鳥獣から農作物被害を防ぐ地域の取り組みを支援します。補助を希望する方は、必ず設備購入前に申請してください。

■有害鳥獣捕獲檻設置事業

《**対象集落**》 ※下記の全てに該当する集落

- わな猟免許所持者(有害鳥獣捕獲班)と捕獲おりを管理できる集落
- 市の有害鳥獣捕獲に関わる事業に協力できる集落

《**対象費用**》

イノシシ、シカ、サルなどの大型獣を対象とした捕獲おり(箱わな・囲いわな)の購入費用

《**補助金額**》

対象費用の2分の1以内(1基当たり上限5万円)

※1度の申請で3基まで。中古品は対象外です。

《**申請期限(令和4年度設置分)**》

10月20日(木)

■有害鳥獣防護柵設置事業

《**対象費用**》

有害鳥獣被害予防に必要な資材(電気柵・金網・ワイヤメッシュなど)の購入費用

※原則2戸以上で共同設置

《**補助金額**》

資材料費のうち、10万円を超えた金額の2分の1以内(上限100万円、千円未満切り捨て)

《**申請期限(令和4年度設置分)**》

10月20日(木)

問地域営農課 鳥獣対策係
☎お太助フォン 47-4021 ☎42-1003

新規事業 **再生可能エネルギー設備等 導入補助金**



原油、電気、ガスなどの価格高騰の影響を受けた方の負担軽減や、再生可能エネルギーの普及促進などのため、再生可能エネルギー設備などを設置した方に補助金を交付します。

《**対象者**》

※下記のいずれかに該当し市税等の滞納が無い方

- 本市に住民票がある方
- 事業完了時に本市に住民票がある方

《**補助対象設備**》

- 太陽熱温水器
- 蓄電池設備

- 省エネ型給油器(エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エネファーム、ハイブリッド型)

※太陽熱温水器の受け付けは終了しました。

《**交付額**》 上限10万円/1件

《**申請期限**》 令和5年2月28日(火)

※設備ごとの上限台数に達し次第、受付終了

問社会環境課 環境生活係
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206

原油価格高騰緊急経済対策 支援金を交付します



原油価格高騰の影響を受けた市内事業者に支援金を交付します。

《**対象事業者**》

市内に主たる事務所、または事業拠点がある事業者(個人の場合は市内に住所がある方)

《**対象経費**》

今年の1月1日(土)から6月30日(木)までの間に経費として購入した「ガソリン、軽油、重油、灯油」

《**給付金額**》

対象経費(ℓ) × 油種別基準額 - 2,000円 = 給付金額

※上限50万円

■油種別基準額

ガソリン	軽油	重油	灯油
3.72円	3.65円	2.87円	3.16円

《**申請期限**》 11月30日(水)

問安芸高田市商工会 ☎42-0560
商工観光課 商工係
☎お太助フォン 47-4024 ☎42-1003

市設置型浄化槽 公共浄化槽等整備推進事業



下水道等の集合処理区域以外の地域に浄化槽を設置します(設置には分担金22万円が必要です)。

浄化槽の設置後は市が管理しますが、使用料は個人負担です。

※宅地内(トイレ・台所・風呂など)から浄化槽、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工費用は個人負担です。

《**対象者**》

下水道などの集合処理区域以外で、令和5年3月10日(金)までに5～12人槽の浄化槽を設置できる方

《**申込期限**》 12月23日(金)

※設置予定基数…80基

問上下水道課 下水道係
☎お太助フォン 47-1204 ☎47-1206

10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽の維持管理を適正に



浄化槽は正しく使うと長く使い続けることができます。適正な使用を心掛けてください。

■維持管理の注意点

- 流し台から天ぷら油や野菜くずなどを流さない。
- トイレにトイレットペーパー以外の水溶性でない物(紙おむつなど)を流さない。
- 浄化槽の上部や周辺に保守点検や清掃の妨げになる物を置かない。
- 送風機の電源を切らない(浄化槽内の微生物が死滅します)。

問上下水道課 下水道係
☎お太助フォン 47-1204 ☎47-1206

高齢者 季節性インフルエンザ予防接種



9月下旬に対象者へ接種券を送付します。10月初旬になっても接種券が届かない場合や、新たに本市に転入した方は、健康長寿課に連絡してください。

《**対象者**》

※接種日当日に本市に住民票がある方で、下記のいずれかに該当する方

- 接種日当日に65歳以上の方(接種期間中に65歳になる方は、誕生日の前日から接種できます)
- 接種日当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫機能のいずれかに機能障害があり、身体障害者手帳1級に該当する方

《**自己負担金**》 1,500円

※生活保護世帯の方は、自己負担はありません。

《**接種回数**》 1回

《**接種期間**》

令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

《**接種場所**》 市と委託契約をしている医療機関

問健康長寿課 母子保健係
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282